

令和2年2月

未成年後見人ハンドブック

大阪家庭裁判所

はじめに

この冊子は、未成年後見人の基本的な職務について、Q & A方式で説明したものです（以下、未成年後見人を「後見人」、未成年被後見人を「未成年者」といいます。）。

後見人になられる予定の方や、後見人になられた方は、まずはこの冊子をよくお読みになって、後見人の職務について十分ご理解いただき、適切に後見人としての活動を行ってください。

なお、この冊子は、大阪家庭裁判所で後見人に選任された方を対象に作成しています。本文で説明されている事務手続に関しては、他の家庭裁判所における取扱いと一部異なるところもありますので、ご承知おきください。

大阪家庭裁判所後見センター

〒540-0008

大阪府中央区大手前4丁目1番13号

電話 06-6943-5872

後見人の仕事の流れ

後見人に就任（審判確定）

- Q 1 後見人の仕事
- Q 2 後見人の責任
- Q 3 後見人の仕事の始期と後見人であることの証明

初回報告

選任後 1 か月以内

- Q 4 初回報告

<日頃の後見事務>

- Q 5 財産の管理方法
- Q 6 収入・支出の管理方法
- Q 7 未成年者の財産から支出できるもの

<特別な後見事務>

- Q 8 未成年者の財産の処分
- Q 9 遺産分割をする場合

<その他>

- Q 10 後見人と未成年者との養子縁組
- Q 11 後見人の辞任
- Q 12 家庭裁判所への連絡・相談

定期報告

年 1 回，未成年者の誕生日（自主報告）

- Q 13 定期報告
- Q 14 後見人の報酬

後見終了（成人，養子縁組，婚姻等）

- Q 15 後見終了時にすること

内 容

● Q & A	1
Q 1 後見人の仕事	1
Q 2 後見人の責任	2
Q 3 後見人の仕事の始期と後見人であることの証明	3
Q 4 初回報告	4
Q 5 財産管理の方法	5
Q 6 収入・支出の管理方法	7
Q 7 未成年者の財産から支出できるもの	8
Q 8 未成年者の財産の処分	10
Q 9 遺産分割をする場合	11
Q 10 後見人と未成年者との養子縁組	12
Q 11 後見人の辞任	14
Q 12 家庭裁判所への連絡・相談	15
Q 13 定期報告	16
Q 14 後見人の報酬	17
Q 15 後見終了時にすること	18
● 初回報告書類の作り方	19
● 定期報告書類の作り方	24
● 金銭出納帳（記載例）	29
● 添付書式一覧	30

Q 1 後見人の仕事

後見人は、どのような仕事をするのでしょうか。

1 後見人とは

後見人とは、親権者が死亡するなどして、未成年者に親権を行う人がいない場合に、**親権者に代わって、未成年者の身上監護及び財産管理を行う人**のことです。

後見人の仕事は、未成年者が成年に達したり、養子縁組や婚姻をしたりするまで続きます。

2 後見人の仕事と責任

(1) 身上監護

後見人は、未成年者が健康に育ち、一人前の社会人になれるよう、**監護・教育に努める必要があります。**

(2) 財産管理

後見人は、**自分の財産を管理する以上の注意を払って、未成年者の財産を適切に管理する責任と義務があります。**

この注意義務に違反して未成年者の財産に損害を与えた場合には、たとえ後見人が未成年者の親族であっても、他人の財産に損害を与えた場合と同じように、損害賠償責任を負うことになります。

3 家庭裁判所の監督

家庭裁判所は、未成年者の福祉や利益を守るため、後見人による後見事務を監督します。そこで、後見人に対し、定期的な後見事務の報告を求めているほか（Q13参照）、必要に応じて、随時、報告を求めたり、家庭裁判所への出頭を求めたりすることがあります。

Q 2 後見人の責任

どのような場合に、後見人として責任を問われるのですか。

1 後見人の解任

後見人に不正や不適切な行為等があるときは、家庭裁判所は、後見人を解任することがあります。

不正や不適切な行為等とは、例えば、次のような行為をいいます。

- × 未成年者の財産を後見人の生活費として使う。
- × 未成年者の財産を後見人や親族に貸し付ける。
- × 後見人個人名義の口座で未成年者の財産を管理する。
- × 未成年者の世話をしない。
- × 家庭裁判所の指示に従わず、財産目録等を提出しない。 …など

2 民事上・刑事上の責任

後見人は、未成年者のため、自分の財産を管理する以上の注意を払って、誠実に財産管理を行う責任と義務を負っていますので、**その義務に違反して未成年者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。**

また、後見人が未成年者の財産を横領した場合には、**たとえ後見人が未成年者の親族であっても、業務上横領罪等の刑事責任を問われること**があります。

Q 3 後見人の仕事の始期と後見人であることの証明

後見人に選ばれた場合は、いつから後見人としての職務が始まるのですか。また、後見人であることの証明を求められたときは、どうすればよいですか。

1 後見人の仕事の始期

後見人が家庭裁判所から郵送された**未成年後見人選任の審判書の謄本**を受け取った日が、**審判の効力が発生する日**になります。後見人としての職務は、その日から始まります。

2 後見人であることの証明

後見人が選任されると、未成年者の戸籍に後見人が選任されたことが記載されますので、**未成年者の本籍地の市区町村役場から、未成年者の戸籍謄本の交付を受けて、これを提示すれば後見人であることを証明できます。**

ただし、戸籍に記載されるまでには一定の時間がかかります。その間に後見人であることの証明を求められた場合には、審判書の謄本を提示することが考えられますが、それで証明に足りるかどうか、実際に手続をする役所や金融機関にあらかじめ確認しておくといよいでしょう。

Q 4 初回報告

後見人に選ばれて、最初にすることは何でしょうか。

1 財産目録及び収支予定表の作成

審判書の謄本を受け取ってから1か月以内に、未成年者の財産について調査して、「財産目録」及び「収支予定表」を作成の上、通帳の写しなどの資料と一緒に、家庭裁判所に提出（郵送）してください。

初回報告のための書類の作り方については、「●初回報告書類の作り方」（19頁）を参照してください。

「財産目録」及び「収支予定表」は、後見人として仕事をする上で非常に重要なものです。仮に期限内の提出が難しい場合には、期間伸長の申立てをした上で、家庭裁判所の許可を得なければなりませんので、できるだけ早く家庭裁判所に御相談ください。

2 監督人が選任されている場合

監督人が選任されている場合は、作成した「財産目録」及び「収支予定表」を監督人に提出し、チェックしてもらう必要がありますので、監督人の指示に従ってください。

4 高額な一時払い生命保険への加入に注意

保険に加入する際には、中長期的な観点から、今後、未成年者に必要な生活費、教育費等を考慮の上、未成年者に利益のある保障内容が慎重に判断してください。

5 未成年者の財産が相当高額に達した場合

親族が単独で後見人に選任されている場合でも、その後、未成年者の財産が相当高額に達し、家庭裁判所が必要と判断したときには、後見監督人が選任されます。ただし、条件が整えば、代わりに後見制度支援信託又は後見制度支援預金^(注)を活用することができます。

詳しくは、家庭裁判所が後見監督人の選任や後見制度支援信託又は後見制度支援預金の活用を検討した際に説明があります。

(注) 後見制度支援信託又は後見制度支援預金とは、未成年者の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託財産又は特別な預貯金として金融機関が管理するものです。

Q 6 収入・支出の管理方法

未成年者の収入・支出は、どのように管理すればよいですか。また、どのような資料を残しておけばよいですか。

1 「金銭出納帳」をつける。

現金を手元で管理している場合には、「金銭出納帳」（29頁参照）をつけて、未成年者のお金の流れを把握できるようにしてください。「金銭出納帳」については、必要に応じて家庭裁判所に提示していただくこともあります。

2 なるべく預貯金口座への自動入金や自動引落の手続をする。

定期的な収入や支出がある場合は、なるべく預貯金口座への自動入金や自動引落にしておくとし、振込等の手間が省ける上、通帳が金銭出納帳代わりになるため、大変便利です。

3 臨時で高額の出費がある場合には、必ず領収書を保管する。

臨時で高額（おおむね1回10万円以上）の出費があった場合には、必ず領収書を保管し、定期報告の際に、コピー（A4判用紙を使用する。）を家庭裁判所に提出してください。

なお、臨時で高額な出費については、家庭裁判所への事前の連絡、相談が必要な場合がありますので、ご注意ください（Q12参照）。

4 あくまで「未成年者本人の財産」として管理する。

未成年者の財産を、後見人や第三者の財産と混同してはいけません。

なお、後見人や親族が未成年者と同居している場合は、未成年者の食費や光熱費などの生活費を、他の家族の分と切り分けることが難しいかもしれません。この場合は、家族の構成人数、世帯全体の収入などを踏まえて、未成年者一人分の生活費の額を決めてください。金額はできる限り、毎月、決まった額にすると管理がしやすくなります。

Q 7 未成年者の財産から支出できるもの

未成年者の財産から支出できるものには、どのようなものがありますか。

1 未成年者の生活費等

未成年者自身の生活に必要な費用（食費，被服費，医療費，教育費，住居費，税金，保険料，小遣い等）は，未成年者の財産から支出することができます。

2 未成年者が負っている債務等の返済

未成年者が債務を負っている場合には，未成年者の財産から返済することになります。

ただし，後見人が選任される前に親族から援助の名目で受け取ったお金などは，贈与（もらったもの）なのか貸借（返すべきもの）なのか，あいまいな場合があります。証書等が残っていない場合には，未成年者が本当に債務を負っているかを確認する必要がありますので，返済する前に，連絡票（Q12 参照）を使用して家庭裁判所（後見監督人が選任されている場合には，後見監督人）にお問い合わせください。

3 後見事務費

後見人がその職務を行うために必要な経費（後見事務費）は，未成年者の財産から支出して構いません。

後見事務費の例としては，次のようなものがあります。

- ・ 未成年者との連絡や面会の際にかかる費用
- ・ 未成年者の財産管理を行うために，金融機関に行く際の交通費
- ・ 未成年者の財産の収支を記録するために必要な文房具，コピー代

後見事務費は、必要性を踏まえて常識的な範囲内に収めるようにしてください。例えば、交通手段について、費用が高額となるタクシーの利用は、特別の事情がない限り不適當と考えられます。

4 その他

上記 1 から 3 以外については、未成年者の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。

例えば、未成年者の親族や親しい友人の慶弔の際に支払う香典や祝儀等については、常識的な範囲内であれば、未成年者の財産から支出して構いません。

その他、支出してよいものかどうか迷ったり、支出の金額が妥当であるか不安だったりする場合には、連絡票（Q 12 参照）を使用して家庭裁判所（後見監督人が選ばれている場合は、後見監督人）にお問い合わせください。

Q 8 未成年者の財産の処分

未成年者の不動産を処分して、未成年者の学費に充てたいのですが、どのようにしたらよいですか。

1 未成年者に損害を与えないよう、必要性等をよく検討する。

後見人は、自らの判断と責任において、未成年者の財産を処分（例えば、不動産を売却したり、賃貸借したり、抵当権を設定してお金を借りたり）することができます。

ただし、当然ながら、未成年者の財産を処分するに当たっては、本当に処分する必要があるのか、他に選択肢はないかといった検討を行い、未成年者に損害を与えないよう、必要最小限の範囲で行ってください。

万が一、未成年者に損害を与えた場合には、後見人に賠償責任が生じる可能性があります。

なお、判断に迷うような場合には、連絡票（Q12参照）を使用して家庭裁判所（後見監督人が選ばれている場合は、後見監督人）にお問い合わせください。

2 後見監督人の同意

後見監督人が選任されている場合には、重要な財産の処分に際し、後見監督人の同意が必要となりますので、あらかじめ後見監督人に相談してください。

Q 9 遺産分割をする場合

後見人は未成年者の兄弟姉妹です。亡くなった父の遺産分割はどのようにすればよいですか。

1 特別代理人の選任（後見監督人が選ばれていない場合）

後見人と未成年者が同じ遺産分割の相続人になった場合には、一時的に未成年者を代理してくれる特別代理人の選任を家庭裁判所に申し立てる必要があります（未成年者が複数の場合は、人数分の特別代理人の選任を申し立てる必要があります。）。

その上で、遺産分割の際には、特別代理人に未成年者の相続分を主張してもらい、後見人自身は、自らの相続分だけを主張して遺産分割を行うこととなります。遺産分割協議が終われば、特別代理人の職務は終了します。

なお、後見監督人が選任されている場合は、後見監督人が未成年者を代理しますので、特別代理人選任の申立ては必要ありません。

2 原則として、未成年者の法定相続分を確保する。

未成年者の権利を守るため、遺産分割協議においては、原則として、未成年者の法定相続分（民法で定められた遺産の取得割合）を確保した遺産分割協議書を作成する必要があります。ただし、債務の額が大きい場合には、相続放棄などの手続を検討する必要があります。**遺産分割協議書案ができあがった段階で、連絡票（Q12参照）を使用して家庭裁判所に連絡してください。**

これは、特別代理人が選任されている場合も同様です。

Q10 後見人と未成年者との養子縁組

後見人が未成年者を養子に迎えたいと考えています。どのようにしたらよいですか。

1 「後見人と被後見人間の養子縁組許可」の申立て

後見人が未成年者と養子縁組をするには、「後見人と被後見人間の養子縁組許可」の申立てにより、家庭裁判所の許可を得る必要があります。

2 「未成年者の養子縁組許可」の申立て（直系でない場合）

後見人と未成年者の間柄が直系（例：祖父母と孫等）でない場合には、「後見人と被後見人間の養子縁組許可」とともに、「未成年者の養子縁組許可」の申立てにより、家庭裁判所の許可を得る必要があります。

3 「特別代理人選任」の申立て（15歳未満の場合）

未成年者が15歳未満の場合は、未成年者の法定代理人が未成年者に代わって縁組を承諾する（「代諾」といいます。）こととなりますが、後見人が未成年者を養子縁組する場合には、特別代理人が縁組の代諾をすることとなりますので、家庭裁判所に対し、「特別代理人選任」の申立てをする必要があります。

ただし、後見監督人が選任されている場合は、後見監督人が後見人に代わって縁組の代諾をしますので、特別代理人の選任は不要です。

(参考) 後見人と未成年者との養子縁組に必要な申立て

		未成年者が 15 歳以上か，後見監督人が選任されている。	
		はい	いいえ
後見人が未成年者の直系（祖父母又は父母）	はい	後見人と被後見人間の 養子縁組許可	後見人と被後見人間の 養子縁組許可 + 特別代理人の選任
	いいえ	後見人と被後見人間の 養子縁組許可 + 未成年者の養子縁組許可	後見人と被後見人間の 養子縁組許可 + 未成年者の養子縁組許可 + 特別代理人の選任

Q 1 1 後見人の辞任

後見人が高齢になり、病気がちであるため、後見人の仕事を続けることが困難です。どのようにしたらよいですか。

1 「未成年後見人辞任許可」の申立て

後見人は、「正当な事由」がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て辞任することができますので、家庭裁判所に「未成年後見人辞任許可」の申立てをしてください。

「正当な事由」の例としては、次のようなものが考えられます。

- ・ 高齢や病気等で、後見人としての仕事を続けられなくなった。
- ・ 後見人が、職業上の理由等で遠隔地に転居することになった。

2 「未成年後見人選任」の申立て

後見人が辞任すると後見人が不在になる場合には、未成年者にとって不都合が生じないように、辞任許可の申立てと併せて、新たな後見人の選任を申し立ててください。

Q 12 家庭裁判所への連絡・相談

家庭裁判所には、どのようなときに連絡をすればよいですか。また、相談したいことがある場合には、どのようにしたらよいですか。

1 住所や身分事項の変更，財産の変動等がある場合

以下のような場合には、本ハンドブックに添付されている連絡票を使用して速やかに家庭裁判所に連絡してください。

【連絡すべきこと】

- 後見人又は未成年者が転居した場合
- 未成年者が婚姻または養子縁組した場合
- 未成年者が保険金を受領した場合
- 遺産分割や相続放棄をする場合
- 立替金（葬儀費用等）を精算する場合
- 高額商品（1回50万円以上の商品やサービス）を購入する場合
- 大きな財産（不動産など）を処分する場合
- 後見人が病気で辞任したい場合

2 その他，相談したいことがある場合

その他，相談したいことがある場合も、連絡票を使用して家庭裁判所に連絡してください。

連絡票送付から1，2週間後に、担当者から、電話で連絡をします。お急ぎの場合は、連絡票にその旨を記載してください。

Q 1 3 定期報告

家庭裁判所への定期報告は、どのようにしたらよいですか。

1 報告時期（年1回，未成年者の誕生日）

年1回，未成年者の誕生日^{（注）}に，未成年後見事務報告書，財産目録及び裏付け資料（通帳の写し等）を自主的に家庭裁判所に提出してください。

期限が近づいても，家庭裁判所からのお知らせや書類の送付はありませんので，提出を忘れないように注意してください。

定期報告のための書類の作り方については，「●定期報告書類の作り方」（24頁）を参照してください。

期限を過ぎても提出がない場合には，後見事務に問題があるとみなされ，家庭裁判所への出頭を求められたり，後見人を解任されて，新たに専門職の後見人が選任されたりすることがあります。

2 家庭裁判所による監督

家庭裁判所は，提出された報告書等の内容をチェックし，後見事務が適切に行われているかを確認します。

必要に応じて，電話や書面等で問い合わせたり，事情説明のために家庭裁判所への出頭を求めたりすることがありますので，後見人は，いつでも家庭裁判所に報告できるよう準備しておいてください。

3 後見監督人が選任されている場合

後見監督人が選任されている場合は，原則として後見監督人の指示に従い，後見監督人に対して事務報告を行ってください。

（注）例えば，未成年者が5月21日生まれの場合は，前月末（4月30日）時点の状況を，5月1日から5月31日までの間に報告することになります。

なお，兄弟姉妹など，未成年者が複数いるときには，末子の誕生日に全員分を報告する場合があります。

Q 1 4 後見人の報酬

後見人は、報酬をもらえますか。

1 「報酬付与の審判」の申立て

後見人は、**未成年者の財産から、家庭裁判所が決めた報酬を受け取ることができます。**

ただし、報酬の前払いはできませんので、報酬を希望する場合には、一定期間、後見人としての仕事を行った後で、家庭裁判所に「報酬付与の審判」の申立てをしてください。家庭裁判所は、未成年者の財産状況、後見事務の内容や期間などを総合的に考慮して、後見人に報酬を付与するのが相当かどうか、相当である場合には報酬額をいくらとすべきかを決定します。

家庭裁判所の審判がないまま、後見人が勝手に未成年者の財産から報酬を受け取ることはできません。

なお、「報酬付与の審判」を申し立てる時期に決まりはありませんが、例えば、定期報告の際や後見事務が終了した際など、毎年一定の時期や一定の職務を行った後に申し立てることが一般的です。

Q 15 後見終了時にすること

後見人を辞めたり、未成年者が成人したりしたときは、どうすればよいのでしょうか。

1 後見人の辞任、解任の場合（任務終了）

- (1) 審判によって後見人の辞任が許可された場合や後見人を解任された場合は、2か月以内に管理財産を計算し、新しい後見人に引き継ぐ必要があります。管理財産を引き継ぐ際には、財産目録を作成し、引継書に新しい後見人の署名押印をもらってください。
- (2) 引継書、財産目録及び未成年後見事務報告書を家庭裁判所に提出してください。

2 未成年者が成人、婚姻、養子縁組をした場合（後見終了）

- (1) 後見終了の日から10日以内に、未成年者の本籍地または後見人の住所地の市町村役場に、後見終了届を提出してください。
- (2) 未成年者が婚姻または養子縁組をした場合は、(1)に加えて、未成年者の新しい戸籍謄本を添付した上で、連絡票（Q12参照）を用いて家庭裁判所に連絡してください。
- (3) 後見終了の日から2か月以内に管理財産を計算し、成人または婚姻した未成年者か、未成年者が養子縁組した場合は養親に引き継いでください。管理財産を引き継ぐ際には、財産目録を作成し、引継書に、成人または婚姻した未成年者か、未成年者の養親の署名押印をもらってください。
- (4) 引継書、財産目録及び未成年後見事務報告書を家庭裁判所に提出してください。

提出されない場合は、家庭裁判所から問合せがあったり、事情確認のため、家庭裁判所への出頭を求められたりすることがあります。

● 初回報告書類の作り方

- 1 選任の通知が届いてから，1か月以内に初回報告書類を提出してください（ただし，監督人が選任されている場合は，監督人の指示に従ってください。）。
- 2 提出していただく書類は，以下のとおりです。
 - 財産目録（初回用）
 - 収支予定表
 - 添付資料（通帳の写し等）
- 3 初回報告書類の作り方の手順は，おおむね，次のとおりです。

ステップ 1	未成年者の財産や収支に関する資料を用意する。
ステップ 2	財産目録及び収支予定表に必要事項を記入する。
ステップ 3	参照資料をコピーして添付資料を作る。
ステップ 4	手元保管用にコピーを取った上で，家庭裁判所に提出する。

ステップ 1

ステップ 2

ステップ 3

ステップ 4

未成年者の財産や収支に関する資料を用意する

メモ

申立時に提出した財産目録及び収支予定表の写しを手元に用意しておく
と、必要な資料が分かりやすくなります。

※ 申立時に取り寄せた資料について、その後、内容に変化がない場合は、改めて取り寄せる必要はありません。

(財産関係)

- 預貯金通帳 (選任後に必ず記帳をしてください。)
- 運用実績報告書等 (株式, 投資信託, 国債, 外貨預金等の有価証券がある場合)
- 不動産の全部事項証明書 (登記簿謄本)
- 保険証書 (未成年者が受取人又は契約者となっているもの)
- 奨学金借用証書 など

(収支関係)

- 年金額通知書 (年金収入がある場合)
- 確定申告書の控え (賃料等の収入がある場合)
- 授業料納付書, 納税通知書, 医療費等の領収書 など

(亡親等の相続財産に関する資料)

- 亡親等名義の通帳や不動産の全部事項証明書 (登記簿謄本)
- 亡親等の負債に関する資料 など

ステップ 1

ステップ 2

ステップ 3

ステップ 4

財産目録及び収支予定表に必要事項を記入する

- 1 財産目録（初回用）及び収支予定表の用紙は、本ハンドブックに添付されています。

なお、大阪家庭裁判所後見センターのホームページからは、最新の書式がダウンロードできます。

- 2 用意した資料を見ながら、記載例を参考に、財産目録及び収支予定表に必要事項を記入してください。

なお、遺産分割未了の相続財産がある場合は、相続財産目録の作成も必要です。

収支予定について、後見人が未成年者と同居していて、食費等の生活費を区別することが難しい場合は、家族の構成人数、世帯全体の収入などを踏まえて、未成年者一人分の生活費の額を決めてください。

メモ

ここで作成する財産目録及び収支予定表が、今後の定期報告の基礎となります。資料に基づいてなるべく正確に作成してください。

- 3 未成年者が複数いる場合には、未成年者ごとに財産目録及び収支予定表を作成する必要があります。

ステップ 1

ステップ 2

ステップ 3

ステップ 4

参照資料をコピーして添付資料を作る

メモ

用紙はA4の縦向きを使用し、左側に3センチ程度の余白（とじしろ）ができるようにコピーしてください。

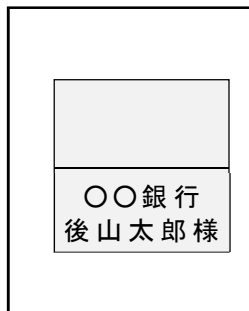
なお、通帳等A4サイズよりも小さいものをコピーしても、余白を切り取る必要はありませんので、そのまま提出してください。

1 預貯金通帳は、通帳ごとに、必ず次の部分のコピーしてください。

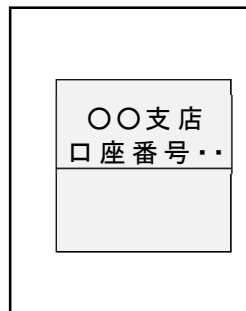
- 表紙
- 表紙をめくってすぐの見開きページ
- 記帳されているページ（申立時から現在まで）

※ 定期預貯金があるときは、そのページ

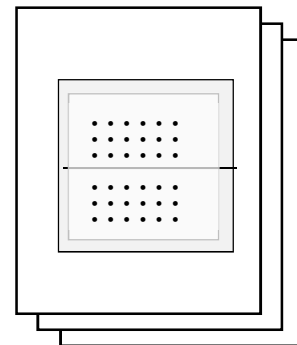
（表紙）



（見開き）



（記帳ページ）



2 その他、参照した資料のコピーを取って、添付資料を作ります。

- (1) **申立時にコピーを提出し、その後、内容に変更がないものについては、改めてコピーを取る必要はありません。**
- (2) 保険証書など表裏両面あるものは、両面ともコピーしてください。
- (3) 不動産の全部事項証明書（登記簿謄本）は、原本を添付資料として提出していただくため、コピーを取る必要はありません。

ステップ 1

ステップ 2

ステップ 3

ステップ 4

手元保管用にコピーを取った上で，提出する

作成した財産目録，収支予定表及び添付資料をそろえて，家庭裁判所に提出します。

ただし，**提出前に必ずコピーを取り，手元で保管するようにしてください**（紛失しないよう，本ファイルに綴じておくとよいでしょう。）。

また，資料の原本についても，大切に保管しておいてください。

以上で初回報告は終了です。
お疲れ様でした。

● 定期報告書類の作り方

- 1 年1回, 未成年者の誕生月に, 自主的に定期報告書類を提出してください(監督人が選任されている場合は, 監督人の指示に従ってください。)
- 2 提出していただく書類は, 以下のとおりです。
 - 未成年後見事務報告書
 - 財産目録
 - 添付資料(通帳の写し等)
- 3 定期報告書類の作り方の手順は, おおむね, 次のとおりです。

ステップ1	未成年者の財産や臨時の収支に関する資料を用意する。
ステップ2	未成年後見事務報告書及び財産目録に必要な事項を記入する。
ステップ3	参照資料をコピーして添付資料を作る。
ステップ4	手元保管用にコピーを取った上で, 家庭裁判所に提出する。

ステップ 1

ステップ 2

ステップ 3

ステップ 4

未成年者の財産や臨時の収支に関する資料を用意する

メモ

前回報告時に提出した財産目録及び収支予定表の写しを手元に用意しておくと、必要な資料が分かりやすくなります。

【必ず用意するもの】

- 預貯金通帳（必ず報告基準日^(注)経過後に記帳をしてください。）
長期間記帳がされず、その間の入出金がまとめて記載されている場合には、金融機関で、その期間の取引履歴も取得してください。
前回報告基準日後に解約や繰越をした通帳も用意してください。
- 運用実績報告書等（株式，投資信託，国債，外貨預金等の有価証券がある場合）
報告基準日以前の直近の日付で発行されたものを用意してください。
- 前回報告基準日後に1回10万円以上の臨時収入・支出があった場合は、その内容が確認できる資料

【前回報告から内容に変化があった場合】

- 不動産の全部事項証明書（登記簿謄本）
- 保険証書
- 定期的な収支の変化が確認できる資料

^(注) 報告基準日とは、未成年者の誕生月の前月末日です。例えば、**未成年者が5月21日生まれの場合は、誕生月の前月末日である4月30日が報告基準日**になります。

ステップ 1

ステップ 2

ステップ 3

ステップ 4

後見事務報告書及び財産目録に必要事項を記入する

- 1 未成年後見事務報告書及び財産目録の用紙（原本）は、本ハンドブックに添付されていますので、コピーして使用してください。

メモ

書式は予告なく変更されることがあります。大阪家庭裁判所後見センターのホームページを確認して、常に最新の書式を使用するようにしてください。

- 2 用意した資料を見ながら、記載例を参考に、未成年後見事務報告書及び財産目録に必要事項を記入してください。

なお、遺産分割未了の相続財産がある場合は、相続財産目録の作成も必要です。

未成年者の収入や支出、生活状況に変化が生じている場合には、未成年後見事務報告書に、その内容を正確に記載してください。

- 3 未成年者が複数いる場合には、未成年者ごとに未成年後見事務報告書及び財産目録を作成する必要があります。

ステップ 1

ステップ 2

ステップ 3

ステップ 4

参照資料をコピーして添付資料を作る

メモ

用紙は A 4 の縦向きを使用し、左側に 3 センチ程度の余白（とじしろ）ができるようにコピーしてください。

なお、通帳等 A 4 サイズよりも小さいものをコピーしても、余白を切り取る必要はありませんので、そのまま提出してください。

1 預貯金通帳は、通帳ごとに、必ず次の部分のコピーしてください。

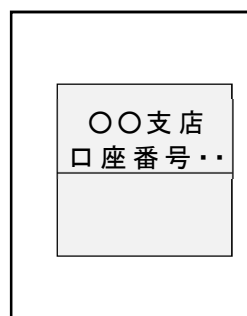
- 表紙
- 表紙をめくってすぐの見開きページ
- 記帳されているページ（前回の報告基準日時から今回の報告基準日まで）

※ 定期預貯金があるときは、そのページ

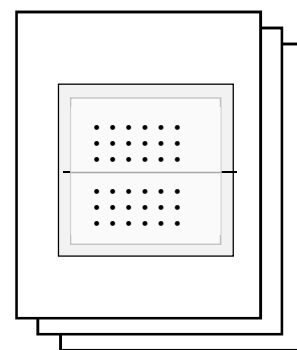
（表紙）



（見開き）



（記帳ページ）



2 その他、参照した資料のコピーを取って、添付資料を作ります。

- (1) 前回報告時にコピーを提出し、その後、内容に変更がないものについては、改めてコピーを取る必要はありません。
- (2) 保険証書など表裏両面あるものは、両面ともコピーしてください。
- (3) 不動産の全部事項証明書（登記簿謄本）は、原本を添付資料として提出していただくため、コピーを取る必要はありません。

ステップ 1

ステップ 2

ステップ 3

ステップ 4

手元保管用にコピーを取った上で、提出する

作成した未成年後見事務報告書，財産目録及び添付資料をそろえて，家庭裁判所に提出します。

ただし，**提出前に必ずコピーを取り，手元で保管するようにしてください**（紛失しないよう，本ファイルに綴じておくとよいでしょう。）。

また，資料の原本についても，大切に保管しておいてください。

以上で定期報告は終了です。
お疲れ様でした。

● 金銭出納帳（記載例）

※ 後見人が手元で管理している現金について，出納帳をつけて下さい。

出納帳には未成年者に関する収入，支出を書いてください。領収書類も出納帳に貼り付けるなどして保管してください。

下の例では，後見人（未成年者の祖父）と後見人の妻（祖母），未成年者（中学生）の三人暮らし（借家住まい）で，家族の生活費が月額20万円，後見人の年金収入が16万円，未成年者の遺族年金収入が9万円のため，未成年者分の食費，光熱費，家賃相当額として4万円を未成年者の収入から支出しています。

月日	摘 要	収入金額	支払金額	差引残高
4 1	前頁から			8 0 0 0 0
4 1	4月分生活費（食費等）		4 0 0 0 0	4 0 0 0 0
4 8	学校納付金		4 8 0 0	3 5 2 0 0
4 12	部活遠征費用		6 3 0 0	2 8 9 0 0
4 15	〇〇銀行から(遺族年金)	9 0 0 0 0		1 1 8 9 0 0
4 16	体操服代		5 3 0 0	1 1 3 6 0 0
4 20	歯科医院代(矯正歯科)		2 4 0 0	1 1 1 2 0 0
4 25	給食代		3 5 0 0	1 0 7 7 0 0
4 28	学習塾月謝		2 6 0 0 0	8 1 7 0 0
4 29	修学旅行積立金		1 2 0 0 0	6 9 7 0 0
5 1	5月分生活費（食費等）		4 0 0 0 0	2 9 7 0 0

● 添付書式一覧

【初回報告用】

財産目録（初回用）

相続財産目録（初回用）

収支予定表

（記載例）財産目録（初回用）

（記載例）相続財産目録（初回用）

（記載例）収支予定表

【定期報告・終了報告用】

未成年後見事務報告書

財産目録

（記載例）未成年後見事務報告書

（記載例）財産目録

引継書

（記載例）引継書

【その他の報告用】

連絡票

財産目録

(未成年者)

1 預貯金（普通・定期・定額・積立など）・現金 ※通帳等を見て書いてください。

初回用

金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	残高（円）	記帳を確認した日	名義人	保管者	資料番号
					. .			
					. .			
					. .			
					. .			
					. .			
					. .			
					. .			
					. .			
現金								
施設等預入金（預入先:)								
合計								

2 有価証券関係（株式、投資信託、公債、社債など） ※直近の運用実績報告書等を見て書いてください。

種類	銘柄等	数量	評価単価	評価額(円)	取扱金融機関	名義人	保管者	資料番号
		株口						
		株口						
		株口						
		株口						
		株口						
		株口						
		株口						
		株口						
合計								

3 不動産（土地）

※全部事項証明書（登記簿謄本）を見て書いてください。

所在	地番	地目	地積（㎡）	備考（持分・現状）	資料番号

不動産（建物）

※全部事項証明書（登記簿謄本）を見て書いてください。

所在	家屋番号	種類	床面積（㎡）	備考（持分・現状）	資料番号

4 保険契約（未成年者が契約者又は満期時受取人になっているもの）

※保険証書等を見て書いてください。

保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額（円）	保険掛金（月額）（円）	契約者	受取人	資料番号

5 債権（貸付金など）

※債権の額や内容が分かる資料を見て書いてください。

債務者名	債権の内容	当初の債権額（円）	債権の残額（円）	資料番号
合計				

6 負債

※債務の返済額や内容が分かる資料を見て書いてください。

債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料番号
合計				

7 相続財産（本人が相続人となっている遺産）

無 ・ 有（別紙「相続財産目録」のとおり）

作成年月日 令和 年 月 日
 記入者氏名 _____ 印

相続財産目録

被相続人 _____

1 預貯金（普通・定期・定額・積立など）・現金 ※通帳等を見て書いてください。

初回用

金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	残高（円）	相続分	保管者
現金						
合計						

2 有価証券関係（株式、投資信託、公債、社債など） ※直近の運用実績報告書等を見て書いてください。

種類	銘柄等	数量	評価単価	評価額(円)	相続分	保管者
		株口				
		株口				
		株口				
合計						

3 不動産（土地）（家屋） ※全部事項証明書（登記簿謄本）を見て書いてください。

所在	地番 家屋番号	地目 種類	地積 床面積（㎡）	相続分	備考（現状）

4 保険金請求 未成年者等が直ちに受取る予定となっているもの。 ※保険証券等を見て書いてください。

保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金	契約者	被保険者	受取人

5 負債 ※債務の返済額や内容が分かる資料を見て書いてください。

債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	備考
合計			

6 その他 ※死亡退職金、扶養料、貸借権、損害賠償請求権等、上記以外の財産がある場合は記入してください。

種類	金額	備考

【「財産目録」「相続財産目録」についてのご注意】

※全部事項証明書(登記簿謄本)は、原本を提出してください(返却はできません。)

※添付資料については、未成年後見人ハンドブック22頁を参照してA4判でコピーを取り、提出してください。

財産目録

(未成年者 大阪 松男)

・通帳は、作成日の直前に記帳してください。
 ・通帳を見ながら、1円の単位まで記入してください。

1 預貯金(普通・定期・定額・積立など)・現金 ※通帳等を見て書いてください。

初回用

金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	残高(円)	記帳を確認した日	名義人	保管者	資料番号
ABC	大手前	普通	1234567	234,567	R.O.O.O	大阪松男	後見人	1
いろは	馬場	定期	2345678	1,500,000	R.O.O.O	〃	〃	2
ゆうちょ		通常	34567890	789,123	R.O.O.O	〃	〃	3
ゆうちょ		定額	45678901	2,000,000	R.O.O.O	〃	〃	4
現金				34,567				
施設等預入金(預入先:)								
合計				4,558,257				

2 有価証券関係(株式、投資信託、公債、社債など) ※直近の運用実績報告書等を見て書いてください。

種類	銘柄等	数量	評価単価	評価額(円)	取扱金融機関	名義人	保管者	資料番号
なし		株口						
		株口						
		株口						
		株口						
		株口						
		株口						
		株口						
合計								

ない場合は、「なし」と記載してください。

3 不動産（土地）

※全部事項証明書（登記簿謄本）を見て書いてください。

所在	地番	地目	地積 (㎡)	備考 (持分・現状)	資料番号
なし					
ある場合、 全部事項証明書（登記簿謄本）を見て書いてください。					

不動産（建物）

※全部事項証明書（登記簿謄本）を見て書いてください。

所在	家屋番号	種類	床面積 (㎡)	備考 (持分・現状)	資料番号
なし					
ある場合、 全部事項証明書（登記簿謄本）を見て書いてください。					

4 保険契約（未成年者が契約者又は満期時受取人になっているもの）

※保険証書等を見て書いてください。

保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (円)	保険掛金 (月額) (円)	契約者	受取人	資料番号
かんぼ生命	学資保険	23 45 6789012	1,000,000	0	大阪松子	大阪松男	5
大阪保険会社	生命保険	22F-234567	3,000,000	500	〃	〃	6
保険契約証書を見て記入してください。							

5 債権（貸付金など）

※債権の額や内容が分かる資料を見て書いてください。

債務者名	債権の内容	当初の債権額 (円)	債権の残額 (円)	資料番号
なし				
合計				

6 負債

※債務の返済額や内容が分かる資料を見て書いてください。

債権者名（支払先）	負債の内容	残額 (円)	返済月額 (円)	資料番号
学生支援機構	奨学金	790,000	20,000	7
合計		790,000		

7 相続財産（本人が相続人となっている）

※奨学金借用書や金銭消費貸借契約書を見て記入してください。

無・**有**（別紙「相続財産目録」のとおり）

本人に相続財産がない場合は「無」に○をつけてください。相続財産がある場合は「有」に○をつけ、「相続財産目録」を作成してください。

令和 ○年 ○月 ○日

大阪太郎

有

※ 記載欄が足りない場合は、用紙をコピー等して複数枚にわたって書いてください。
※ 相続放棄する予定の財産も記入してください。

相続財産目録

被相続人 大阪 松子

1 預貯金（普通・定期・定額・積立など）・現金 ※通帳等を見て書いてください。

初回用

金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	残高（円）	相続分	保管者
ABC	中央	普通	3456789	1,782,359	2分の1	後見人
ゆうちょ		定額	67890123	5,000,000	〃	〃
		現金		なし		
		合計		6,782,359		

2 有価証券関係（株式、投資信託、公債、社債など）※直近の運用実績報告書等を見て書いてください。

種類	銘柄等	数量	評価単価	評価額（円）	相続分	保管者
株式	〇〇電気工業	500株	2,000円	1,000,000	2分の1	後見人
投資信託	〇〇GEF・〇〇オープン	466,789株	0.96円	450,000	〃	〃
		株				
		口				
		株				
		口				
		合計		1,450,000		

3 不動産（土地）（家屋）※全部事項証明書（登記簿謄本）を見て書いてください。

所在	地番 家屋番号	地目 種類	地積 床面積（㎡）	相続分	備考（現状）
大阪市〇〇区〇〇9丁目	10番2	宅地	120.34	2分の1	未成年者居住
大阪市〇〇区9丁目10番地2	10番2	居宅	96.00	2分の1	未成年者居住

4 保険金請求 未成年者等が直ちに受取る予定となっているもの。 ※保険証券等を見て書いてください。

保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金	契約者	被保険者	受取人
大阪生命	生命保険	123 454678	5,000,000	大阪松子	大阪松子	大阪松男
〇〇共済	共済保険	4567 8910	1,000,000	〃	〃	〃

5 負債 ※債務の返済額や内容が分かる資料を見て書いてください。

債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	備考
〇〇銀行	住宅ローン	10,000,000	団体信用保険で弁済予定
〇〇クレジット	キャッシング	300,000	
	合計	10,300,000	

住宅ローンの償還表、契約書等を見て記入してください。

6 その他 ※死亡退職金、扶養料、貸借権、損害賠償請求権等、上記以外の財産がある場合は記入してください。

種類	金額	備考
死亡退職金	2,000,000	〇〇会社から支払い予定

「財産目録」と同じように、「収支予定表」に使用する資料も、A4判のコピーをとって提出してください。

国民年金・厚生年金等の年金証書を見て、記入してください。

月額を計算して記入してください。
例；遺族年金(厚生)年額99,876円の場合、

収支予定表 (月)

1 未成年者の収入 (年金額決定書, 確定申告書を見て記入してください。)

種別	名称・支給者	金額(月額)	入金先通帳
年金	遺族年金・厚生	8,323 円	大阪松名義△△銀行△△支店
	遺族年金・国民	65,009 円	〃
	その他の年金 ()	円	
手当		円	
手当		円	
給与等		円	
不動産収入		円	
その他 (奨学金)		20,000 円	大阪松名義〇〇銀行〇〇支店
収入月額合計		93,332 円	

2 未成年者の支出 (納税通知書, 領収書等を見て記入してください。)

品目	支払先	金額(月額)	小計
教育費			
校納金(授業料等)	中央高校	4,800 円	
課外活動費(部費等)	中央高校	15,000 円	
交通費(通学定期代)	〇〇鉄道	4,215 円	
その他 (予備校)	〇〇学園	23,000 円	
その他 ()		円	
その他 ()		円	
		円	小計 47,015 円
日常生活費			
生活費(食費, 衣料費等)		50,000 円	
通信費(携帯使用料等)		6,000 円	
		5,000 円	
		円	
		円	
		円	小計 61,000 円
税金・社会保険料等			
公租公課(固定資産税を除く)		円	
固定資産税		8,333 円	
国民健康保険料等		600 円	
生命保険料		円	
その他 ()		円	
		円	小計 8,933 円
その他 ()		円	小計 円
その他 ()		円	小計 円
支出月額合計		116,948 円	

振込書や領収書を見て記入してください。

納税通知書, 各種保険料通知書を見て記入してください。

月々の財産の増減を計算してください。

収支予定

収入月額 **93,334 円** — 支出月額 **116,948 円** = 月額 **23,614 円** 増・減

作成年月日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

記入者氏名 大阪太郎 印

未成年後見人選任事件 事件番号令和 年（家）第 号
未成年者氏名 _____ 【未成年者の誕生月： 月】

未成年後見事務報告書

（令和 年 月末日現在）

※ 未成年者の誕生月の前月を上記に記入し、同時点の状況を以下にご記入ください。

作成年月日 _____ 令和 年 月 日

未成年後見人氏名 _____ 印

未成年後見人住所 _____

日中に連絡がとれる電話番号 _____

未成年者の生活状況について

1 前回報告以降、未成年者の住所に変化はありましたか。

- 変わらない。 以下のとおり変わった。

【住民票上の住所】

【実際に住んでいる場所】（※施設等も含む。）

※ 変わったことが確認できる資料（住民票、施設入所に関する資料など）を本報告書とともに提出してください。

2 前回報告以降、未成年者の学校、職業、心身の状況、生活状況に変化はありましたか。

- 特にない。
 以下のとおり変化があった。

平成・令和 年 月 日 _____ を卒業した。

平成・令和 年 月 日 _____ に入学した。

平成・令和 年 月 日 _____ に就職した。

3 未成年後見が終了する、以下のような出来事がありましたか。

- 未成年者の年齢が成人（20歳）に達した。
- 未成年者が婚姻した。（※婚姻の記載がある未成年者の戸籍謄本をご提出ください。）
 届出年月日 令和 年 月 日
- 未成年者の養子縁組が成立した。
 （※ 養子縁組の記載がある未成年者の戸籍謄本をご提出ください。）
 届出年月日 令和 年 月 日
- 親権者が親権を行使できる状態となった。（所在判明，親権管理権回復，精神症状の改善等）
 未成年後見終了届出年月日 令和 年 月 日
- 以上の出来事はなかった。

未成年者の財産状況について

1 前回報告以降，月々の定期収入と定期支出に変化はありましたか。

- 特に変わらない。
- どちらかが変わった。もしくは両方とも変わった。
 （「変わった」と答えた場合）変わった時期，費目，理由及び変更前と変更後の月額を以下にお書きください。また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

変わった時期	費目	理由	変更前の月額 (円)	変更後の月額 (円)	資料 番号
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					

2 前回報告以降，1回につき10万円以上の臨時収入がありましたか。

- ない。 ある。
 （「ある」と答えた場合）以下にその内容をお書きください。また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

年月日	費目	理由	金額 (円)	入金口座	資料 番号
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					

3 前回報告以降、1回につき10万円以上の臨時支出がありましたか。

ない。 ある。

(「ある」と答えた場合)以下にその内容をお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

年月日	費目	理由	金額(円)	資料番号
・				
・				
・				
・				

4 前回報告以降、未成年者が得た金銭(定期収入、臨時収入の全てを含む。)は、全額、今回コピーを提出した通帳に入金されていますか。

はい。 いいえ。

(「いいえ」と答えた場合)入金されていないお金はいくらで、現在どのように管理していますか。また、入金されていないのはなぜですか。以下にお書きください。

5 前回報告以降、未成年者の財産から、未成年者以外の人(親族、未成年後見人自身を含みます。)の利益となるような支出をしたことがありますか。

ない。 ある。

(「ある」と答えた場合)誰に、いくら、どのような目的で支出したかを、以下にお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

6 その他、裁判所に報告しておきたいことがあればお書きください。

注1)本書面のコピーをとり、原本を裁判所に提出し、コピーをお手元で保管してください。

注2)本書面の内容について、資料の提出を求めたり、ご事情をお尋ねする場合があります。

財産目録

(令和 年 月末日現在) 報告基準日

※ 未成年者の誕生月の前月末日を上記に記入し、同時点の状況を以下にご記入ください。

令和 年 月 日

未成年後見人

印

1 預貯金・現金

未成年者の財産の内容は以下のとおりです（通帳については、上記報告基準日以降に記帳し、表紙部分、見開き部分、前回提出時以降の取引履歴をコピーした上で添付してください。）。

金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	残高（円） （報告基準日時点での残高）	記帳を確認した日	名義人	管理者	資料番号
					・			
					・			
					・			
					・			
					・			
現金								
施設等預入金（預入先： ）								
合計								
前回報告時の合計額								

2 有価証券関係（株式、投資信託、公債、社債など）

未成年者の財産の内容は以下のとおりです（その存在を示す資料（直近の運用実績報告書等）の写しを添付してください。評価額については、運用実績報告書等の額を記載してください。）。

種類	銘柄等	数量	評価単価	評価額(円)	取扱金融機関	名義人	管理者	資料番号
		株 口						
		株 口						
		株 口						
		株 口						
		株 口						
		株 口						
合計								

以下の財産（負債を含む。）のうち、

- ① 前回報告から変化がない項目については、左側の口にし点を入れてください。
- ② 前回以降にその内容に少しでも変化があった項目については、右側の口にし点を入れてください。この場合は、前回までに報告したものも含め、改めて現在の財産の内容を別紙にお書きいただき、内容に変化があったことが分かる資料を添付してください。

3 不動産（土地，建物）

- 前回報告から変わりありません。 未成年者の財産の内容は別紙のとおりです。

4 保険契約（未成年者が契約者又は受取人になっているもの）

- 前回報告から変わりありません。 未成年者の財産の内容は別紙のとおりです。

5 債権（貸付金など）

- 前回報告から変わりありません。 未成年者の財産の内容は別紙のとおりです。

6 負債

- 前回報告から変わりありません。 未成年者の負債の内容は別紙のとおりです。

【以下の財産のうち、前回以降に変化があったものについては、それが分かる資料を添付してください。】

3 不動産（土地）

所在	地番	地目	地積 (㎡)	備考	資料番号

不動産（建物）

所在	家屋番号	種類	床面積(㎡)	備考	資料番号

4 保険契約（未成年者が契約者又は受取人になっているもの）

保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (円)	保険掛金 (月額)	契約者	受取人	資料番号

5 債権

債務者名	債権の内容	当初の債権額 (円)	債権の残額 (円)	資料番号
合計				

6 負債

債権者名 (支払先)	負債の内容	残額 (円)	返済月額 (円)	資料番号
合計				

未成年後見人選任事件 事件番号令和●●年（家）第 ●●●● 号

未成年者氏名 ●●●● 【未成年者の誕生月： ●月】

未成年後見事務報告書

（令和●●年●●月末日現在）

※ 未成年者の誕生月の前月を上記に記入し、同時点の状況を以下にご記入ください。

作成年月日 令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

未成年後見人氏名 ● ● ● ● (印)

未成年後見人住所 ●●市●●町●丁目●番●号

日中に連絡がとれる電話番号 ●●●-●●●●-●●●●

未成年者の生活状況について

1 前回報告以降、未成年者の住所に変化はありましたか。

- 変わらない。 以下のとおり変わった。

【住民票上の住所】

【実際に住んでいる場所】（※施設等も含む。）

令和●●年●月●日から●●市●●町●丁目●番●号において一人で生活している。

※ 変わったことが確認できる資料（住民票，施設入所に関する資料など）を本報告書とともに提出してください。

2 前回報告以降、未成年者の学校，職業，心身の状況，生活状況に変化はありましたか。

- 特にない。
 以下のとおり変化があった。

(平成)・令和 31年 3月 24日 ●●高校 を卒業した。

(平成)・令和 31年 4月 5日 ●●大学●●学部 に入学した。

平成・令和 年 月 日 に就職した。

3 未成年後見が終了する、以下のような出来事がありましたか。

- 未成年者の年齢が成年年齢（18歳）に達した。
- 未成年者が婚姻した。（※婚姻の記載がある未成年者の戸籍謄本をご提出ください。）
届出年月日 令和 年 月 日
- 未成年者の養子縁組が成立した。
（※ 養子縁組の記載がある未成年者の戸籍謄本をご提出ください。）
届出年月日 令和 年 月 日
- 親権者が親権を行使できる状態となった。（所在判明，親権管理権回復，精神症状の改善等）
未成年後見終了届出年月日 令和 年 月 日

以上の出来事はなかった。

未成年者の財産状況について

1 前回報告以降，月々の定期収入と定期支出に変化はありましたか。

- 特に変わらない。
- どちらかが変わった。もしくは両方とも変わった。

（「変わった」と答えた場合）変わった時期，費目，理由及び変更前と変更後の月額を以下にお書きください。また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

変わった時期	費目	理由	変更前の月額 (円)	変更後の月額 (円)	資料 番号
31. 3.	遺族年金	受給が終了したため	80,000	0	1
31. 4. 5	授業料	大学に進学したため	5,000	80,000	2
31. 4. 5	生活費	一人暮らしになったため	20,000	40,000	3
31. 4. 5	奨学金	奨学金の貸与を受けるため	0	15,000	4

2 前回報告以降，1回につき10万円以上の臨時収入がありましたか。

- ない。 ある。

（「ある」と答えた場合）以下にその内容をお書きください。また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

年月日	費目	理由	金額 (円)	入金口座	資料 番号
30.10. 3	生命保険	生命保険を受領したため	300万	●●銀行△△支店	5
30.11. 5	学資保険	満期金を受領したため	300万	同上	6
. .					
. .					

3 前回報告以降、1回につき10万円以上の臨時支出がありましたか。

ない。 ある。

(「ある」と答えた場合)以下にその内容をお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

年月日	費目	理由	金額(円)	資料番号
31. 3. 3	入学金	大学に進学したため	1,000,000	7
31. 3. 10	敷金・礼金	アパート暮らしを始めたため	300,000	8
31. 3. 10	生活用品の購入	家具, 電化製品の購入のため	300,000	9
.

4 前回報告以降、未成年者が得た金銭(定期収入, 臨時収入の全てを含む。)は、全額、今回コピーを提出した通帳に入金されていますか。

はい。 いいえ。

(「いいえ」と答えた場合)入金されていないお金はいくらで、現在どのように管理していますか。また、入金されていないのはなぜですか。以下にお書きください。

親族や未成年後見人が高校卒業祝い, 大学入学祝いとして未成年者にあげたお祝い約16万円は大学生活を送る中で急に現金が必要になった時, 未成年後見人が近くにいないため未成年者が困ることがないように, 未成年者が現金で持っている。

5 前回報告以降、未成年者の財産から、未成年者以外の人(親族, 未成年後見人自身を含みます。)の利益となるような支出をしたことがありますか。

ない。 ある。

(「ある」と答えた場合)誰に、いくら、どのような目的で支出したかを、以下にお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

6 その他、裁判所に報告しておきたいことがあればお書きください。

特になし。

注1) 本書面のコピーをとり、原本を裁判所に提出し、コピーをお手元で保管してください。

注2) 本書面の内容について、資料の提出を求めたり、ご事情をお尋ねする場合があります。

財産目録

(令和●●年●●月末日現在) 報告基準日

※ 未成年者の誕生月の前月末日を上記に記入し、同時点の状況を以下にご記入ください。

令和●●年 ●●月 ●●日

未成年後見人 ●●●●

印

1 預貯金・現金

未成年者の財産の内容は以下のとおりです(通帳については、上記報告基準日以降に記帳し、表紙部分、見開き部分、前回提出時以降の取引履歴をコピーした上で添付してください。)

金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	残高(円) (報告基準日時点での残高)	記帳を確認した日	名義人	管理者	資料番号
●●銀行	△△支店	普通	●●●●	862,356	●.●.●	未成年者	未成年後見人	10
●●銀行	△△支店	定期	●●●●	5,000,000	●.●.●	未成年者	未成年後見人	11
■●銀行	□□支店	普通	●●●●	12,987	●.●.●	未成年者	未成年後見人	12
					.			
					.			
					.			
現金				160,000				
施設等預入金(預入先:)								
合計				6,035,343				
前回報告時の合計額				4,983,476				

2 有価証券関係(株式, 投資信託, 公債, 社債など)

未成年者の財産の内容は以下のとおりです(その存在を示す資料(直近の運用実績報告書等)の写しを添付してください。評価額については、運用実績報告書等の額を記載してください。)

種類	銘柄等	数量	評価単価	評価額(円)	取扱金融機関	名義人	管理者	資料番号
株式	●●電気(株)	100株 口	300円	30,000	■●証券	未成年者	未成年後見人	13
投資信託	●●オープン	株 50口	700円	35,000	■●信託銀行	未成年者	未成年後見人	14
		株 口						
		株 口						
		株 口						
		株 口						
合計				65,000				

以下の財産（負債を含む。）のうち、

- ① 前回報告から変化がない項目については、左側の口にし点を入れてください。
- ② 前回以降にその内容に少しでも変化があった項目については、右側の口にし点を入れてください。この場合は、前回までに報告したものも含め、改めて現在の財産の内容を別紙にお書きいただき、内容に変化があったことが分かる資料を添付してください。

3 不動産（土地，建物）

- 前回報告から変わりありません。 未成年者の財産の内容は別紙のとおりです。

4 保険契約（未成年者が契約者又は受取人になっているもの）

- 前回報告から変わりありません。 未成年者の財産の内容は別紙のとおりです。

5 債権（貸付金など）

- 前回報告から変わりありません。 未成年者の財産の内容は別紙のとおりです。

6 負債

- 前回報告から変わりありません。 未成年者の負債の内容は別紙のとおりです。

【以下の財産のうち、前回以降に変化があったものについては、それが分かる資料を添付してください。】

3 不動産（土地）

所在	地番	地目	地積 (㎡)	備考	資料番号
●●市●●町	●番●	宅地	●●. ●●	持分1/2	15

不動産（建物）

所在	家屋番号	種類	床面積(㎡)	備考	資料番号
●●市●●町●●番地	●番●	木造瓦葺き 平屋建て	●●. ●●		16

4 保険契約（未成年者が契約者又は受取人になっているもの）

保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (円)	保険掛金 (月額)	契約者	受取人	資料番号
▲▲生命	医療保険	123-456	2,000,000	2,000	未成年後見人	未成年者	17

5 債権

債務者名	債権の内容	当初の債権額 (円)	債権の残額 (円)	資料番号
合計				

6 負債

債権者名 (支払先)	負債の内容	残額 (円)	返済月額 (円)	資料番号
●●●●	奨学金	年間18万円の貸与を受ける。	令和●●年●●月以降, ●●円ずつ返済予定	4
合計				

引 継 書

財産目録（令和 年 月 日作成）記載の財産について、

内容を確認し、未成年後見人から引継ぎを受けました。

令和 年 月 日

成人した本人
(未成年者) _____ 印

養 親 _____ 印

未成年後見人へ

本書面について

未成年者が成人したり、養子縁組をした場合などは、未成年後見が終了します。この場合、未成年後見人は、2か月以内に管理する財産を計算し、財産目録を作成したうえで、本書面に成人した本人（未成年者）や養親などから署名と押印を得て、財産を引き継いでください。

引き継ぎ後、本書面、財産目録、未成年後見事務報告書を裁判所に提出してください。

引 継 書

財産目録（令和●●年●●月●●日作成）記載の財産について、

内容を確し、未成年後見人から引継ぎを受けました。

令和 ●●年 ●●月 ●●日

成人した本人
(未成年者)

●●●●

印

養 親

印

未成年後見人へ

本書面について

未成年者が成人したり、養子縁組をした場合などは、未成年後見が終了します。この場合、未成年後見人は、2か月以内に管理する財産を計算し、財産目録を作成したうえで、本書面に成人した本人（未成年者）や養親などから署名と押印を得て、財産を引き継いでください。

引き継ぎ後、本書面、財産目録、未成年後見事務報告書を裁判所に提出してください。

連絡票（記載例）

記載例 1（未成年者が養子縁組した場合）

未成年者は令和〇年〇月〇日に、母方祖父と養子縁組しました。
未成年者の戸籍謄本を同封します。

記載例 2（未成年者が婚姻した場合）

未成年者は令和〇年〇月〇日に結婚しました。未成年者の戸籍謄本を同封します。
注：未成年者が婚姻届を出していない場合（同棲や内縁関係）は連絡は不要です。

記載例 3（未成年者の住所が変更した場合）

未成年者は令和〇年〇月から進学（就職）で、一人暮らしを始めました。住所と携帯電話の電話番号は以下のとおりです。住民票を同封します。
住所、〇県〇市〇町〇番〇号、携帯電話の電話番号〇〇〇〇。

記載例 4（保険金を受領した場合）

令和〇年〇月〇日、未成年者の亡母が生前加入し、未成年者が受取人となっている〇〇生命保険会社の死亡保険金 1 0 0 0 万円を受領しました。保険金は、未成年者名義の〇〇銀行〇〇支店普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇）に入金されました。保険金の支払通知書の写しと入金先の預金通帳の写しを同封します。

記載例 5（遺産分割をする場合）

未成年者の亡父の遺産分割を行おうと思います。遺産の内容は未成年後見人選任時に提出した「相続財産等目録」のとおりで、土地 1 筆と建物 1 棟と預貯金が 8 0 0 万円あります。相続人は未成年者 2 名だけです。不動産は、持分 2 分の 1 ずつで登記し、預貯金は 4 0 0 万円ずつ未成年者名義の普通預金口座（口座番号〇〇〇）に振り込む予定です。未成年者の亡父名義の不動産の全部事項証明書（登記簿謄本）と未成年者の亡父名義の預貯金通帳の写しを同封しました。この内容で遺産分割を進めてよいでしょうか？

記載例 6（葬儀費用を清算する場合）

未成年者の亡母の葬儀は未成年者を喪主として行いましたが、葬儀費用の合計100万円については、未成年後見人が立て替えました。今回、未成年者が遺産を900万円受け取ったので、その遺産で葬儀費用を清算したいと考えています。

葬儀費用の明細は同封した書面のとおりです。領収証の写しも同封します。葬儀費用を清算してもいいでしょうか。

記載例 7（立替金を返済する場合）

未成年者の叔父は、未成年者の亡父の生前の医療費、家賃及び光熱費等として合計80万円を立て替えて支払っていますが、今回、未成年者の預貯金から立替金を返済してもらいたいと言ってきています。

立替金の明細は同封した書面のとおりです。領収証の写しも同封します。未成年者の叔父に立替金を返済してもいいでしょうか。

記載例 8（高額商品を購入する場合）

※おおよそ50万円以上の商品やサービスを購入する場合に連絡票を使用してください。

令和○年○月○日、未成年者が就職し、一人暮らしを始めることになり、引っ越し費用がかかり、新たに家具と電化製品を購入しようと思っています。引っ越し費用と家具と電化製品の価格は合計100万円になります。

引っ越し費用の見積書の写しと家具と電化製品のパンフレットを同封します。引っ越し費用を支払って、家具と電化製品を購入してもいいでしょうか。

記載例 9（財産を処分する場合）

未成年者が18歳になり、遺族年金の支給が打ち切られました。未成年者は大学進学を希望しており、生活費や将来の学費に充てるために、未成年者が亡くなった父から相続した自宅を売却したいと考えています。自宅は空き家のままで、現在、未成年者は未成年後見人宅で同居しており、自立するまで未成年後見人宅で暮らす予定です。

不動産業者によると、見積額は約1000万円で、仲介手数料などを差し引くと、900万円が残りそうです。この条件は、他の不動産会社に確認しても妥当な金額です。この条件で売却してもよいでしょうか。不動産評価証明書の写し及び見積書の写しを同封します。

記載例 10（未成年後見人が病気で辞任したい場合）

未成年後見人が脳梗塞で倒れ、入院しました。私は未成年者の伯父です。未成年後見人が後見事務を行うことができないため、私が後任の未成年後見人になりたいと思います。近日中に未成年後見人の辞任と後任の未成年後見人選任の申立てをする予定です。その申立ての方法を教えてください。なお、私の連絡先は、住所は〇〇〇〇、携帯電話の電話番号は〇〇〇〇です。

記載例 11（その他）

未成年後見人が自宅をリフォームすることになりました。リフォーム費用の半額 200 万円を未成年者の預貯金から支出したいと考えています。

未成年後見人は未成年者と同居していますが、自宅が老朽化し、どうしてもリフォームが必要です。見積もり額は 400 万円ですが、未成年後見人は年金暮らしのため、未成年後見人だけで費用を負担することが出来ません。未成年者の預貯金残高は 800 万円で、毎月の収支も黒字です。リフォーム後は自宅の持分の 2 分の 1 を未成年者名義に変更する予定ですし、未成年後見人の相続人は未成年者だけなので、将来的には自宅は未成年者が相続することになります。預金から 200 万円を出してもよいでしょうか。



回答できない例

後見人の自宅をリフォームすることになりました。未成年者も後見人と同居しているので、リフォーム費用の一部を未成年者の預貯金から出したいと思います。いくらなら出してもよいでしょうか。

記載例 11 のように、後見人が何をしたいのかについて、**具体的に記入してください。**

回答できない例のように、**どうすれば認められるかといった質問にはお答え出来ません。**

(別紙1)

令和 年 (家) 第 号

大阪家庭裁判所

裁判官 殿

誓 約 書

- 1 私は、標記の事件につき、未成年後見人に選任された場合、責任をもって職務を誠実かつ適正に行います。
- 2 未成年後見人選任後、1か月以内に、必ず「財産目録」、「収支予定表」及び「通帳の写し等の裏付け資料」を提出します。
- 3 金銭の出納に関して疑義が生じないように、高額(おおよそ1件10万円以上)な支出の領収書や契約書等の裏付け資料を保管するとともに、帳簿や金銭出納帳につけるなどして、きちんと管理します。
- 4 後見事務について、未成年者の誕生日の属する月に、毎年報告書を提出します。
また、家庭裁判所から調査や報告、資料の提示を求められた場合は期限内に必ず家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の指示に従います。
- 5 後見の事務を行う中で、困難な問題が生じた場合や後見が終了する場合(養子縁組、婚姻等)は、連絡票を使用して、すみやかに家庭裁判所に連絡します。
- 6 後見が終了した際(未成年者が成人する等)には、未成年者の財産について管理計算を行い、未成年者に管理財産を引き渡します。

令和 年 月 日

未成年後見人候補者 _____ 印